

【事案 2023-83】新契約取消請求

- ・令和 6 年 3 月 6 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 3 年 10 月に契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、いつでも月払保険料は減額できるという説明を受けたが、実際には保険料を減額するためには基本年金額の減額（契約の一部解約）が必要であり、大きな損失が出るものであった。
- (2) 募集人から、いつでも月払保険料を変更できるので、とりあえず今の段階で支払うことができる金額にしておきましょうと提案された。
- (3) 募集人は、契約後 10 年以上保険料を支払い続けなければ、解約した際に元本割れするなどの不利益が発生することを説明しなかったのは不親切であったと述べ、謝罪した。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、本契約は、半分減額（一部解約）することで、その時の解約返戻金を半分受け取ることができるが、結果として基本年金額と保険料が半分になること、少なくとも 10 年以上は支払いを継続できる保険料とする必要がある旨を説明した。
- (2) 申立人は、募集人に対し、月払保険料を 5 万円程度とすることについて、配偶者の収入で家計は十分に賄えており、申立人の収入は全て貯蓄し、旅行などの趣味に使っていることから、申立人の収入部分を本契約の保険料に充てることができると説明した。
- (3) 募集人は、申立人に対し、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計金額より少ない金額となること、特に保険料払込年数が 10 年未満で解約・減額された時の解約返戻金額は解約控除費用を控除した金額となること等を説明した。
- (4) 減額に係る説明は、法令等により、契約締結前交付書面を交付の上で情報提供すべき事項とはされておらず、詳細な説明を行うべき義務はない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。